

## 社会福祉法人みのり会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会役員等についての報酬の支給について規定する。但し、社会福祉法人みのり会職員が役員等に就任している場合には、社会福祉法人みのり会給与規程に準じ支給する。

### (種 類)

第2条 役員等報酬は、理事長が招集した以下の会議等に出席した役員等に支給する。

- 1 理事会
- 2 評議員会
- 3 法人事務局会議
- 4 法人監事監査
- 5 運営委員会（日常的金銭管理サービス事業運営委員会等）
- 6 その他の会議・出張等

### (支給額)

第3条 報酬支給額は別表の通りとする。

### (附 則)

第4条 この規程に変更等が生じた場合には、評議員会の承認の上決定する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

### 別表

種 類	支給金額	種 類	支給金額
理事会	7,000円	法人監事監査 (終了時)	50,000円
評議員会	7,000円	委員会等	7,000円
法人事務局会議	7,000円	その他の出張等	7,000円

## 社会福祉法人みのり会 評議員選任・解任委員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会評議員選任・解任委員についての報酬の支給について規定する。但し、社会福祉法人みのり会職員が評議員選任・解任委員に就任している場合には、社会福祉法人みのり会給与規程に準じ支給する。

### (種 類)

第2条 評議員選任・解任委員報酬は、理事長が招集した評議員選任・解任委員会に出席した委員に支給する。

### (支給額)

第3条 報酬支給額は別表の通りとする。

### (附 則)

第4条 この規程に変更等が生じた場合には、理事会の承認の上決定する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

### 別表

種 類	支給金額
評議員選任・解任委員会	7,000円